

預金規定 新旧対比表

総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <p>なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>証書(通帳)</u>を発行します。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <p>なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>通帳</u>を発行します。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

通知預金規定

改定前	改定後
<p>3. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>証書と引換えにまたは通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ</u>、当店で返却します。</p>	<p>3. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳記載の当該受け入れを取り消したうえ</u>、当店で返却します。</p>

定期預金共通規定

改定前	改定後
<p>1. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>証書と引き換えにまたは通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ</u>、当店で返却します。</p>	<p>1 (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳記載の当該受け入れを取り消したうえ</u>、当店で返却します。</p>
<p>2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>証書・通帳</u>の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める</p>	<p>2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>通帳</u>の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることが</p>

<p>ことがあります。</p> <p>(3)略</p>	<p>あります。<u>なお、証書紛失に伴う再発行では通帳に切り替えて発行します。</u></p> <p>(3)略</p>
<p>6. (預け入れの最低金額等)</p> <p>この預金の預入金額は当行所定の金額以上とします。<u>通帳により預け入れる場合は、必ず通帳を持参してください。</u>また、一口の期日指定定期預金または自由満期型定期預金の預け入れは、当行所定の金額内とします。</p>	<p>6. (預け入れの最低金額等)</p> <p>この預金の預入金額は当行所定の金額以上とします。<u>預け入れる場合は、必ず通帳を持参してください。</u>また、一口の期日指定定期預金または自由満期型定期預金の預け入れは、当行所定の金額内とします。</p>

※アンダーラインは変更・追加箇所